

商工会ニュースしわ 6月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和3年6月8日発行
◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

◇第61回通常総会を開催◇

第61回通常総会が、5月21日（金）にナックスホールで開催され、全議案とも原案のとおり可決決定いたしました。

今年度の重点事業は、①新型コロナウイルス感染症対策事業の推進及び支援 ②企業力向上に取り組む会員企業への支援強化 ③商店街活性化事業の推進 ④組織強化の推進 となっています。また、運営規約の改正により会費の賦課基準の変更と、役員改選により新たに役員（※別紙参照）が選任されました。

今年度も昨年同様、国・県・町と連携し新型コロナウイルス感染症対策事業を積極的に展開するとともに、基盤事業である経営改善普及事業として、金融、税務、経理、労務、経営計画策定等の支援を行い、持続的な経営力向上と成長発展を図ることを目標に推進してまいります。コロナ禍の大変困難な時期ではありますが、この危機を乗り越えるべく役職員一同全力で事業に取り組む所存ですので、ご支援・ご協力をお願いいたします。

源泉税納付個別相談のお知らせ

商工会では青色申告会と共催で下記の通り源泉税納付個別相談会を行います。

つきましては、必要書類をご持参の上、商工会へお越してください。

納付特例分の源泉税は7月12日（月）が納付期限です。納付書は納付税額がない場合も、給与等の金額や人数等を記載し税務署に提出をしなければならないので、お早めにご相談ください。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1. 日 時 | 7月1日（木）～7月2日（金） | 9：00～16：00 |
| | 7月5日（月）～7月9日（金） | 9：00～16：00 |
| | 7月12日（月） | 9：00～12：00 |
| 2. 会 場 | 紫波町商工会館 | |
| 3. 必要書類 | ・2021年1月～6月までの給料・所得税・社会保険料額を記入した源泉徴収簿（賃金台帳）等
・納税者番号が印字された納付書 | |
- （担当：山口）

イベントの中止について

緊急事態宣言等により、全国の新型コロナウイルス感染者数は減少傾向にありますが、岩手県では連日感染者が報告されており、油断のない状況が続いています。このことから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年同様、7月上旬に開催していた「紫波町びっくり市 夏の陣」と8月上旬に開催していた「紫波夏まつり」の開催は中止することとなりました。

ご協力をいただいております皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

地域企業経営支援金について

標記支援金は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者の事業継続を支援するため、中小企業者に対し支援金を支給するものです。受付締切は6月30日までとなっておりますので、対象となる事業者は商工会にお早めに申請ください。

・申請対象者（次の（１）～（５）に全て該当する者）

- （１）中小企業者等（又は中小企業者を構成員とする団体）であること
- （２）商工団体が管轄する区域に店舗・事業所を有すること
 - ・対象となる店舗（事業所）が所在する区域の商工団体（商工会議所・商工会）に申請を行ってください。
 - ・複数の市町村にまたがって店舗が所在している場合は、主たる店舗が所在する区域を管轄する商工団体（商工会議所・商工会）に一括で申請してください。（※店舗ごとに異なる商工団体に申請することはできません）
 - ・本社の所在地が県外であっても、対象業種を営む店舗（事業所）が岩手県内にあれば申請できます。
- （３）飲食業・小売業・サービス業・鉄道業及び道路旅客運送業を営む店舗・事業所
- （４）売上減少要件
 - ・令和２年11月から令和３年３月の間の売上について、次のいずれかに該当していること。
 - ① いずれか一月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している者
 - ② いずれかの連続する３か月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少している者
 - ※ 対象店舗以外の売上も含む事業者全体の売上で比較します。
 - ※ 創業等で前年の売上が存在しない者にあつては、売上を比較する月の直近までのいずれか一月の売上、若しくはいずれかの連続する３か月の売上の合計を用いることとします。
 - ※ 比較する前年の売上が、すでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した者にあつては、その前年の売上を用いることができます。
- （５）その他要件
 - ・新型コロナウイルス感染症対策若しくは業態・業種転換に取り組んでいること。
 - ・支援金受給後も、事業を継続する意思があること。
 - ・個人事業主の場合は、令和２年分の所得税の確定申告を行っていること（令和３年１月以降に創業した者にあつてはこの限りではない）。法人の場合は、決算期に応じた直近の期の法人税確定申告を行っていること。
 - ・法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。
 - ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
 - ・宗教上の組織若しくは団体でないこと。
 - ・関係法令を遵守していること。
 - ・暴力団でなく、その構成員が暴力団員でないこと。また、暴力団及び暴力団員が経営に関与していないこと。

・支給額

1店舗支給上限**40万円**（売上減少期間の差額で支給額を算定します。）

※複数店舗を持つ場合、5店舗まで申請可能ですが、個人事業主は上限100万円、法人は上限200万円までの支給となります。

・申請期限

令和３年6月30日（水）まで※当日消印有効

※申請様式は商工会または商工会ホームページにごございます。まずは商工会までご相談ください。
ホームページ <https://www.shokokai.com/shiwa/>